

郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業実施要綱

平成13年 8月 8日制定
平成18年 4月 1日一部改正
平成21年 5月 1日一部改正
平成24年 4月 1日一部改正
平成27年 3月24日一部改正
平成29年 4月 1日一部改正
平成30年 3月27日一部改正
平成30年 9月20日一部改正
平成31年 3月14日一部改正
令和 2年 3月10日一部改正
令和 4年 4月 1日一部改正

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第115条の45第3項第2号に基づき、法に規定する要介護被保険者で認知症等によりはいかいをする可能性のある高齢者等（以下「認知症高齢者等」という。）が外出し、行き先不明となったとき、その居場所を速やかに発見し、家族に伝えることにより、認知症高齢者等の事故防止を図るとともに、家族介護の支援及び負担軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この要綱による事業は、認知症高齢者等が外出し、行き先不明の場合に家族及び支援者が位置情報を探索するための機器を貸与することにより、行うものとする。

(実施主体及び事業の委託)

第2条の2 この事業の実施主体は、郡山市（以下「市」という。）とする。

2 市は、この要綱に定める事業の全部又は一部を、適切に事業を行うことができると認められる事業者へ委託（以下「委託事業者」という。）することができる。

(対象者)

第3条 対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 認知症高齢者等のうち市内に住所を有し、かつ、居住している者を介護している家族、支援者等

(2) その他市長が特に必要と認める者

(申請)

第4条 この事業を利用しようとする者は、郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業利用申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、必要性を審査し、その結果を郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業利用決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用の決定をしたときは、郡山市認知症高齢者等位置情報探索機

器貸与依頼書（第2号様式の2）により委託事業者に通知し、貸与決定の内容を郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業台帳に整理するものとする。

（費用の負担）

第6条 初期登録及び機器の貸与に要する費用は市の負担とし、その他の費用は、利用者の負担とする。

（変更の届出）

第7条 利用者は、第4条の申請書の記載事項に変更を生じた場合は、郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業利用変更・中止届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業利用変更・中止届出書（第3号様式）を受領し、変更内容を認めた場合は、郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業利用変更通知書（第3号様式の2）により委託事業者に通知する。

（利用者の責務）

第8条 利用者は、貸与を受けた機器について責任を持って管理するものとし、これを目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

2 利用者は、機器の全部又は一部をき損し、又は滅失した場合は、直ちに市長に状況を報告し、市長の指示に従わなければならない。

3 利用者は、前項の場合において損害が生じたときは、損害に対する費用を負担しなければならない。

（利用の中止及び機器の返納）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の中止を決定し、郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業利用中止通知書（第4号様式）により申請者に通知するとともに、郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業利用中止依頼書（第5号様式）により委託事業者に通知するものとする。

(1) 利用者から、郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業利用変更・中止届出書（第3号様式）による中止の申し出があったとき。

(2) その他中止すべき理由が発生したとき。

2 前項の規定により中止の決定を受けた者は、直ちに貸与されている機器を返納しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月8日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱に施行期日前に旧要綱の規定に基づきなされた手続き、処分その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた手続き、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に提出又は作成されている改正前の郡山市はいかい高齢者家族支援事業実施要綱（以下、「旧要綱」という。）による様式は、この要綱による改正後の郡山市認知症高齢者家族支援事業実施要綱の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に提出又は作成されている改正前の郡山市認知症高齢者家族支援事業実施要綱（以下、「旧要綱」という。）による様式は、この要綱による改正後の郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業実施要綱の様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に提出又は作成されている改正前の郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業実施要綱（以下、「旧要綱」という。）による様式は、この要綱による改正後の郡山市認知症高齢者等家族支援事業実施要綱の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に提出又は作成されている改正前の郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業実施要綱（以下、「旧要綱」という。）による様式は、この要綱による改正

後の郡山市認知症高齢者等家族支援事業実施要綱の様式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業利用申請書

年 月 日

郡山市長

暗証番号				
------	--	--	--	--

（申請者）住所

氏名

（登録者との関係）

電話

事業を利用したいので申請します。また利用開始及び利用に際し、記載内容を市が契約した委託事業者へ提供することについて同意します。

1 登録者情報

登録者	住所	〒963- 郡山市		
	ふりがな 氏名		生年月日 年 月 日生 (才)	
はいか いの状 況	<input type="checkbox"/> 屋外をあてもなく 歩きまわる。	<input type="checkbox"/> 家中をあてもなく 歩きまわる。	<input type="checkbox"/> 時々部屋内で うろうろする。	
はいか いの頻 度	<input type="checkbox"/> ほとんど毎日	<input type="checkbox"/> 週に1～2回	<input type="checkbox"/> 月に1～2回	
	<input type="checkbox"/> 今のところないが、可能性がある			
身長	cm	体重	kg	体格 やせぎみ・普通・太りぎみ

2 緊急連絡先

氏名	住所	電話番号
(続柄)	(生年月日 年 月 日)	
(続柄)	(生年月日 年 月 日)	
(続柄)	(生年月日 年 月 日)	

第2号様式（第5条関係）

郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業利用決定（却下）通知書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申請のありました郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業の利用について、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

暗証番号					登録者氏名	
受付番号					実施日	
決定区分					位置情報探索機器 貸借業者	
却下の理由						

（お問合せ先）

郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課
電話024-924-3561

第2号様式の2（第5条関係）

郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与依頼書

年 月 日

様

郡山市長

このことについて、次のとおり決定したので、位置情報探索機器を貸与してください。

1 申請者情報

暗証番号				
------	--	--	--	--

申請者	住所	〒		
	ふりがな		続柄	電話番号
	氏名			

2 登録者情報

登録者	住所	〒963- 郡山市			
	ふりがな		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	
	氏名			年 月 日生 (才)	
はいかいの状況	<input type="checkbox"/> 屋外をあてもなく歩きまわる。 <input type="checkbox"/> 家中をあてもなく歩きまわる。 <input type="checkbox"/> 時々部屋内でうろうろする。				
はいかいの頻度	<input type="checkbox"/> ほとんど毎日 <input type="checkbox"/> 週に1～2回 <input type="checkbox"/> 月に1～2回 <input type="checkbox"/> 今のところないが、可能性がある				
身長	cm	体重	kg	体格	やせぎみ ・ 普通 ・ 太りぎみ

3 緊急連絡先

氏名	住所	電話番号
(続柄)	(生年月日 年 月 日)	
(続柄)	(生年月日 年 月 日)	
(続柄)	(生年月日 年 月 日)	

第3号様式（第7条関係）

郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業利用変更・中止届出書

年 月 日

郡山市長

（申請者）住所

氏名

（登録者との関係）

電話

次のとおり（変更・中止）しますので届け出ます。

下記の記載事項を市が契約した委託事業者へ提供することについて、同意します。

記

1 登録者の住所又は氏名の変更

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		

2 緊急連絡先の変更

氏 名	住 所	電話番号
（続柄）	（生年月日 年 月 日）	
（続柄）	（生年月日 年 月 日）	
（続柄）	（生年月日 年 月 日）	

3 その他の変更事項又は中止する理由

【登録者】（氏名）	（生年月日）	年 月 日
-----------	--------	-------

第3号様式の2（第7条関係）

郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業利用変更通知書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで下記登録者について、郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業
変更届出がありましたので、郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器活用事業実施要綱第7条第2項の
規定により通知します。

記

1 登録者の住所又は氏名の変更

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		

2 緊急連絡先の変更

氏 名	住 所	電話番号
(続柄)	(生年月日 年 月 日)	
(続柄)	(生年月日 年 月 日)	
(続柄)	(生年月日 年 月 日)	

3 その他の変更事項

--

(事務担当：郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課 電話024-924-3561)

第4号様式（第9条関係）

郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業利用中止通知書

年 月 日

様

郡山市長

このことについて、次の理由により郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業の利用を中止します。

受付番号		暗証番号				
登録者氏名						
住 所						
理 由						

(お問合せ先)

郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課

電話024-924-3561

年 月 日

様

郡山市長

郡山市認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業中止依頼書

このことについて、次のとおり機器を返還しますので、登録等を抹消してください。

登録者	住所	〒		
	ふりがな		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日
	氏名			
中止理由				
機材等				
連絡先	住所			
	氏名		続柄	
			連絡先	

（事務担当：郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課 電話024-924-3561）